

被災事業者自立支援事業費補助金（事業再開・帰還促進交付金）実施要領

制定	平成28年3月14日 20160304財地第1号
改正	平成30年1月29日 20180123財福第2号
改正	平成31年2月5日 20190129財福第2号
改正	令和3年3月26日 20210323財福第2号
改正	令和3年6月24日 20210622財福第1号
改正	令和5年4月5日 20230403財福第8号

第1 目的

被災事業者自立支援事業費補助金（事業再開・帰還促進交付金）（以下「補助金」という。）は、補助金の交付を受けた福島県（以下「県」という。）が、事業再開・帰還促進基金（以下「基金」という。）を造成し、これを活用して、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の12市町村（以下「12市町村」という。）が各々の事情を踏まえて実施する需要を喚起する取組を支援すること等により、12市町村において事業者が帰還を決断しやすい環境を整備することを目的とする。

第2 業務内容

県は、以下に示す1. 基金の造成、2. 基金の基本的事項の公表、3. 基金の管理・運用に加え、第4 事業再開・帰還促進事業（以下「事業再開・帰還促進事業」という。）について、事業の実施、12市町村等に対する交付金及び補助金の交付、並びにこれに関連する業務（以下「基金事業」という。）を行うものとする。

1. 基金の造成

県は、被災事業者自立支援事業費補助金（事業再開・帰還促進基金）交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、国からの補助金を受けて基金を造成するものとする。

2. 基金の基本的事項の公表

県は、基金の名称、基金額、基金のうち国庫補助金等相当額、基金事業の概要、基金事業を終了する時期、定期的な見直しの時期、基金事業の目標について、基金の造成後速やかに公表するものとする。

3. 基金の管理・運用

(1) 県は、次の方法により基金に属する資金を運用するものとする。

① 基金の管理については、資金の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとする。基金の管理方法に関する具体的な内容については、事前に経済産業大臣（以下「大臣」という。）の了解を得るものとする。

② 基金の運用について保有することができる資産は、以下のとおりとし、これ以外による場合は事前に大臣の了解を得るものとする。

- ・ 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
- ・ 金融機関への預金（普通預金又は定期預金）
- ・ 元本に損失が生じた場合にこれを補填する旨を定める契約を締結した金銭信託の受益権

(2) 基金の運用収入及び基金の取崩しによる収入は、基金事業に要する経費に充てるものとし、他の費用に流用してはならない。

(3) 基金からの支払に当たっては、事前に、支払額、その明細及びその根拠を示す書類並びに基金の残高に関する資料を整え、大臣に報告し、その了解を得た上で実施するものとする。

4. 基金の残額の扱い

(1) 県は、基金管理の終了する時には、基金の精算に係る報告を速やかに大臣に報告しなければならない。

(2) 大臣は、前項の報告を受けた場合に、基金に残額があると認める場合には、期限を付して当該残額のうち補助金相当額について国庫への返還を命ずるものとする。

(3) (2) の期限内に納付がない場合には、大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利3.0パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

5. 基金事業の遂行が困難となった場合

県は、基金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

6. 基金事業の終了等

(1) 事業再開・帰還促進事業は令和8年3月31日に終了し、県が基金事業を行う期間は、事業再開・帰還促進事業に係る精算が終了するまでとする。

(2) 大臣は、(1)に定める場合のほか、次に掲げる場合には、基金事業について終了又は変更を命ずることができる。

① 県が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）その他の法令、交付要綱若しくはこの実施要領又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反するなど基金管理団体として不適切な行為をした場合

② 社会情勢等の変化等により基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(3) 大臣は、変更を命じた場合、命令にかかる基金のうち補助金相当額については、期限を付して、国庫への返還を命ずることができるものとする。

(4) 4. (3) の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(5) 基金事業の終了後又は基金の解散後において、事業再開・帰還促進事業の実施者から基金への返還があった場合には、これを国庫に返還しなければならない。

7. 基金の経理等

- (1) 県は、基金の経理について、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、資金担当主務課ごとに基金の使途を明らかにしておかなければならない。
- (2) 県は、(1)の経理を行う場合、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに、基金管理の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

8. 基金の検査等

- (1) 大臣は、基金管理を適正に実施するため必要があると認めるときは、県に対して報告を求め、又は職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (2) 大臣は、(1)の調査により、適正化法、適正化法施行令その他の法令、交付要綱又はこの実施要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、県に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとし、基金を毀損していると認める場合には、期限を付して基金への充当を命じるものとする。
- (3) 4. (3)の規定は、前項の返還の規定について準用する。

9. 基金事業に係る重要な変更の報告

県において、基金管理又は本実施要領の第3に定める事業の指導監督に係る事務実施体制の変更等、基金事業又は事業再開・帰還促進事業の指導監督に影響を及ぼしうる変更があった場合は、速やかに、大臣に報告しなければならない。

10. 余剰金の返還

- (1) 大臣は、8.に基づく検査等又は、9.に基づく実施体制の変更等の結果、基金に余剰があると認めるときは、県に対し、余剰金の返還を求めることができる。
- (2) 県は、(1)に基づく余剰金の返還請求を受けたときは、速やかに余剰金を国庫に返還しなければならない。
なお、余剰金の計算に疑義がある場合は、別途、大臣と協議を行うこととする。

11. 基金事業の実施状況の報告

県は、基金事業の実施状況として、基金管理状況に加えて、12市町村等における事業再開・帰還促進事業の実施状況（事業再開状況や住民の帰還状況等事業再開・帰還促進事業の効果を定量的に示すものを含む。）について、当該年度の翌年6月30日までに大臣に報告を行わなければならない。

12. 補助対象経費

県が実施する事業について、補助対象経費は別表1のとおりとする。

第3 県による事業再開・帰還促進事業の指導監督

県は、12市町村等が実施する事業再開・帰還促進事業の適正かつ円滑な実施を確保するた

め、以下に定める指導監督を行うものとする。

1. 報告徴収による事業の実施状況の把握と国への報告及び市町村等の指導

県は、事業再開・帰還促進事業の実施状況を把握し、その適正かつ円滑な実施を確保するために12市町村等に報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。また、必要に応じて12市町村等に対し改善を指導するものとする。

2. 事業の実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合の国への報告及び12市町村等の指導

県は、事業再開・帰還促進事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、12市町村等に対し必要な改善を指導するものとする。

第4 事業再開・帰還促進事業

県は、基金を用いて、以下に定める事業再開・帰還促進事業の実施、関係する交付金及び補助金の交付等を行うものとする。また、県は、以下に定める(1)から(4)に掲げる事業の交付決定の内容について、事前に大臣の了解を得るものとする。

1. 定義

事業再開・帰還促進事業とは、事業者の事業再開や住民の帰還を促進する以下の事業をいい、(1)から(4)に掲げる事業は12市町村が実施し、(5)、(6)、(7)及び(8)に掲げる事業は県が行うものとする。

- (1) 住民が帰還し生活を再開するのに必要となる品物の一括購入時に、当該商店等の事業者が割引を実施するのに必要な経費の一部補助（以下「事業1」という。）
- (2) 需要を喚起し被災地域の経済活性化を図ることを目的とするプレミアム付事業再開・帰還促進券の発行等に係る経費の一部補助（以下「事業2」という。）
- (3) 商工会、商工会議所、商店街等が連携して実施する、集客効果を高めるためのイベント等の実施に必要な経費の一部補助（以下「事業3」という。）
- (4) 事業1から事業3を実施するのに必要な市町村における事務的経費に対する一部補助（以下「事業4」という。）
- (5) 12市町村等へ来訪者を呼び込むコンテンツの開発等に必要な経費の一部補助（以下「事業5」という。）
- (6) 12市町村等へ来訪者を呼び込むためのマーケティング等の事業に必要な経費の一部補助（以下「事業6」という。）
- (7) 12市町村等への来訪者の呼び込み及びそれらによる消費喚起を促進するための地域共通プレミアム付商品券の発行等の実施（以下「事業7」という。）
- (8) 12市町村等への来訪者の呼び込みを企画及び実施している民間事業者等への伴走支援及びその事業に伴うデータ収集・分析等の支援の実施（以下「事業8」という。）

なお、事業再開・帰還促進事業でいう商店街とは、小売業、サービス業等を営む者の店舗等が主体となって街区を形成し、これらが何らかの組織を形成しているものをいう（法人格の有無及

びその種類を問わない。) 。

2. 補助対象者及び補助金の交付額等

事業1から事業8における補助対象者、補助率及び補助対象経費等は、それぞれ別表2及び別表3に定めるほか、次項により規定される実施細則及び指針によるものとする。

3. 実施細則等の制定

- (1) 県は、事業再開・帰還促進事業の実施に必要となる補助金の交付等の手続等について、別途、実施細則及び指針を定め、大臣の了解を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- (2) 実施細則については、以下の事項を含むものとする。
 - ① 交付要件に関する事項
 - ② 交付申請及び実施計画並びに実績報告に関する事項
 - ③ 交付決定及び補助金の額の確定等に関する事項
 - ④ 取得財産の管理等
 - ⑤ その他必要な事項
- (3) 県は、実施細則に加えて、第1に示した目的の実現に向けて、基金事業の効果を高めることを目的に、12市町村による実施計画策定の資となる指針を作成し、公表しなければならない。

4. 事業の内容及び実施体制の整備

県は、12市町村等において事業再開・帰還促進事業を適切に実施させるため、以下を行うものとする。

- (1) 説明会及び公募の実施
- (2) 交付先、補助先又は委託先選定のための第三者委員会の設置及び運営並びにその採択
- (3) 交付決定等に係る業務（交付申請の受理・交付決定通知書の発出等）
- (4) 事業の進捗状況管理、確定検査、支払手続及び交付先からの関する問い合わせへの対応
- (5) 事業再開・帰還促進事業に関する問い合わせへの対応
- (6) その他事業管理に必要となる事項についての対応

5. 事業実施期間

県は、令和8年5月31日までに事業再開・帰還促進事業における補助金の支払を終了させるものとする。

6. 事業終了後の精算と残金の返還

県は、事業再開・帰還促進事業終了後、精算を行う。なお、12市町村が事業再開・帰還促進事業の原資として県の基金から受け取った資金に残余が生じた場合は、これを県の基金に返還させるものとする。

7. 財産の処分制限

- (1) 県は、事業1から事業6において12市町村等が事業再開・帰還促進事業により取得した財産又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）の処分制限を別に定めなければならない

い。

(2) 県は、12市町村等が取得財産等を処分した場合は、12市町村等に対し、その収入の全部又は一部に相当する金額の納付を命じることができるものとする。

(3) 県は、12市町村等に前項の金額の納付を命じた場合は、その納付された全額を基金に繰り入れることとし、速やかに大臣に報告しなければならない。

なお、大臣は、県がこの要綱に基づく事業を行わなくなった場合において、12市町村等から県に前項の金額が納付された場合には、県に対し、当該金額を国庫に返還するよう命じるものとする。

第5 その他

1. 事業実施に関して県が他者に与えた損害等に係る費用の取扱い

県が本事業の実施に関して他者に損害等を与えた場合、これに要する費用については、県の故意・過失の度合いに応じて、基金から支払わないものとする事ができる。

2. 契約の相手方の制限

県は、事業再開・帰還促進事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは事業再開・帰還促進事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、次の措置をとることとする。

(1) 契約の相手方に対し、事業再開・帰還促進事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとる。

(2) 県は、契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、事業再開・帰還促進事業の運営上、当該事業者でなければ事業再開・帰還促進事業の遂行が困難又は不相当である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

(3) 大臣は、県が前項の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、県は大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

(4) (1) から (3) までの規定は、事業再開・帰還促進事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、県は、必要な措置をとる。

(5) 県は、12市町村等に交付金又は補助金を交付するときは、(1) から (4) までの規定に準ずる条件を付す。

3. その他

県は、本実施要領に疑義が生じたとき、本実施要領により難い事由が生じたときその他必要が生じた場合、あるいは本実施要領に記載のない細部については、大臣と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

別表 1

経費区分	補助対象経費
人件費	<p>県が基金の管理・運用及び事業再開・帰還促進事業を実施するために、県が雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分を含む。）とする。</p> <p>単価については、県の貸金支給規則や国の規程による等、業務の内容に応じた単価を設定するものとする。</p> <p>なお、事業の実施により新たに発生する業務について支払の対象とし、事業実施に直接関係のない業務に対する支払はできないものとする。</p>
事業費	<p>県が基金の管理・運用及び事業再開・帰還促進事業を実施するために必要な諸謝金、会議費、会場代、職員旅費、委員等旅費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、外注費、委託費、備品費、雑役務費、広報費とする。</p>

別表 2

事業区分	交付要件等
事業 1	<p><u>1. 補助対象者</u> 1 2 市町村における一般消費者を対象とした小売業等の事業者</p> <p><u>2. 補助率（割引率）</u> 上限 30 パーセント。ただし、事業再開・帰還促進交付金の目的に鑑み、転売等を防止する観点から適切な上限額を設定すること。</p> <p><u>3. 補助対象経費</u> 商品の割引に要する経費</p> <p><u>4. その他</u> 割引の適用を受けられる者は、1 2 市町村の住民（避難中の住民を含む。）とする。</p>
事業 2	<p><u>1. 補助対象者（プレミアム付事業再開・帰還促進券を使用することができる対象者）</u> 1 2 市町村における一般消費者を対象とした小売業等の事業者</p> <p><u>2. 補助率（プレミアム率）</u> 上限 50 パーセント</p> <p><u>3. 補助対象経費</u> プレミアム付事業再開・帰還促進券の換金に要する経費</p> <p><u>4. その他</u> (1) プレミアム付事業再開・帰還促進券を購入できる者は、1 2 市町村の住民（避難中の住民を含む。）等とする。 (2) 事業再開・帰還促進交付金の目的に鑑み、一人あたりの購入上限金額及び枚数を設定すること。 (3) 転売等を防止するための適切な対応を行うこと。</p>

<p>事業3</p>	<p><u>1. 補助対象者</u> 商工会、商工会議所、商店街を構成する事業者等</p> <p><u>2. 補助率・補助上限額</u> 定額。ただし、補助上限額は1件あたり400万円。</p> <p><u>3. 補助対象経費</u> イベント等の実施に要する経費（謝金、旅費、会議費、借料、設営費、広報費、印刷費、資料購入費、通信運搬費、備品費、消耗品費、委託費、外注費、雑役務費、その他の経費（事業の遂行上、必要となる経費））</p>
<p>事業4</p>	<p><u>補助対象経費</u></p> <p>○事業1から事業3の実施に必要なとなる人件費 12市町村が事業再開・帰還促進事業を実施するために、12市町村が雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分を含む。）とする。 単価については、12市町村の賃金支給規則や国の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定するものとする。 なお、事業の実施により新たに発生する業務について生じる経費のみを支払の対象とするものであり、事業実施に直接関係のない業務に対する支払はできないものとする。</p> <p>○12市町村が事業再開・帰還促進事業を実施するために必要な事業費（諸謝金、採択審査委員会運営費、旅費、プレミアム付事業再開・帰還促進券発行費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、備品費、雑役務費、広報費、委託費）</p>
<p>事業5</p>	<p><u>1. 補助対象者</u> 民間事業者、一般社団法人、特定非営利活動法人等</p> <p><u>2. 補助率・補助上限額</u> (補助率) 12市町村 ・中小企業、一般社団法人及び特定非営利活動法人等（1年目：3/4以内、2年目継続：2/3以内、3年目継続：1/2以内） ・大企業（1年目：1/2以内、2年目継続：1/2以内、3年目継続：1/3以内） 3市町 ※中小企業等及び大企業共通。3市町の定義は後述。 (1年目：1/2以内、2年目継続：1/2以内、3年目継続：1/3以内)</p> <p>(補助上限額) 1件あたり1,500万円以内/年 ※中小企業は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に基づく中小企業者とする。ただし次のいずれかに該当する者は、補助の対象外（大企業の補助率を適用）とする。 ①資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者。</p>

	<p>②交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者。</p> <p>本事業は、12市町村内の消費喚起を促し、事業者が帰還を決断しやすい環境の整備を目的としているため、12市町村と3市町で補助率に一定の差を設けることとする。</p> <p><u>3. 補助対象経費</u></p> <p>人件費、事業費（謝金、旅費、通信運搬費、設備修繕費、外注費、雑役務費、備品費、広報費、借料・損料、使用料）、委託費</p> <p><u>4. その他</u></p> <p>事業期間は最大3年間とする。</p> <p>対象事業は、12市町村のいずれか又は複数の市町村への来訪者の呼び込みに繋がるイベント、ツアー、ゲストハウス事業、地域体験プログラム又は交流拠点等の企画及び運営若しくは情報発信の企画及び実施等を言い、オンラインによるものも含む。</p> <p>事業の主たる実施場所は、12市町村に加え、いわき市、相馬市及び新地町（以下「3市町」という。）も対象とする。</p> <p>ただし、3市町のいずれか又は複数の市町村を主たる実施場所とするものであって、専ら3市町のみへの来訪者の呼び込みに繋がるものである場合は、補助対象外とする。</p> <p>政策効果を高める観点から、本事業の交付決定を受けた者は、事業6広域マーケティング事業を行う者に対し、開発するコンテンツに関する情報の提供等の協力を行うものとする。</p>
事業6	<p><u>1. 補助対象者</u></p> <p>民間事業者、一般社団法人、特定非営利活動法人等</p> <p><u>2. 補助率・補助上限額</u></p> <p>（補助率）</p> <p>1年目、2年目継続：9／10以内、3年目、4年目継続：3／4以内、5年目継続：2／3以内</p> <p>（補助上限額）1件あたり1. 1億円以内／年</p> <p><u>3. 補助対象経費</u></p> <p>人件費、事業費（謝金、旅費、通信運搬費、外注費、雑役務費、備品費、広報費、借料・損料、使用料）、委託費</p> <p><u>4. その他</u></p> <p>事業期間は最大5年間とする。</p> <p>対象事業は、12市町村に属する複数の市町村に跨る来訪者の呼び込みを目的としたマーケティング事業を言う。当該事業には、12市町村内の誘客コンテンツを踏まえたデジタルプロモーションの企画及び実施、当該プロモーションにより得られるデータを含む各種データの継続的な収集及び分析を通じた誘客対象の特定を含む。</p> <p>当該マーケティング事業に際して、3市町の誘客コンテンツを活用するこ</p>

	とは差し支えない。ただし、3市町のいずれか又は複数のみへの来訪者の呼び込みを目的とするものは補助対象外とする。
--	---

別表 3

事業区分	内容
事業 7	<p><u>1. 来訪者向けプレミアム付商品券等を利用することができる対象事業者</u> 15市町村（12市町村及び3市町をいう。以下同じ。）内の一般消費者を対象とした小売業等の事業者。</p> <p><u>2. プレミアム分還元率</u> 30パーセント以内 事業目的を踏まえ、1人当たりの還元額に上限を設定すること。</p> <p><u>3. その他</u> 来訪者向けプレミアム付商品券等は、15市町村共通で運用することとし、実施効果について定量的なデータ分析を行い、運用の改善を行うものとする。</p>
事業 8	<p><u>1. 委託事業者</u> 12市町村における交流人口の拡大に資する事業（イベント、ツアー等による誘客を図り、消費喚起を促進する事業）を企画及び実施している民間事業者等へのデータ収集・分析等による支援や観光コンテンツの磨き上げを実施することができる民間事業者等。</p> <p><u>2. 支援対象事業者</u> 12市町村における交流人口の拡大に資する事業を企画及び実施している民間事業者等。</p> <p><u>3. 支援対象内容</u> （1）交流人口の拡大に資する事業の継続した事業実施に向けた専門家等による12市町村への来訪等に伴う人流データ及び購買データ等の収集・分析支援業務 （2）12市町村内の観光コンテンツにおける魅力向上に向けた専門家等による12市町村への来訪に伴う人流データ及び購買データ等の収集・分析を伴う磨き上げ及び他地域における先進地事例調査等を踏まえた支援業務</p> <p><u>4. その他</u> 支援対象事業は、12市町村に加え、3市町も対象とする。ただし、3市町のいずれか又は複数を意図する事業であって、専ら3市町のみへの来訪者の呼び込みに繋がる事業を実施する民間事業者等である場合は、対象外とする。 また、当該事業では、以下の業務も対象事業とする。 交流人口の拡大に資する事業の更なる効果促進に向けて、15市町村の自治体広報等におけるデジタルリテラシーの向上を図ることで、より効果的な情報発信等の実施により地域一体的な誘客効果の拡大を図る。なお、支援対象事業者の選定においては、募集・審査等を実施するものとする。</p>

附 則（２０１８０１２３財福第２号）

この規程は、平成３０年１月２９日から施行する。

附 則（２０１９０１２９財福第２号）

この規程は、平成３１年２月５日から施行する。

附 則（２０２１０３２３財福第２号）

この規程は、令和３年３月２６日から施行する。

附 則（２０２１０６２２財福第１号）

この規程は、令和３年６月２４日から施行する。

附 則（２０２３０４０３財福第８号）

この規程は、令和５年４月５日から施行する。